**平成２２年（フ）第１７７１９号**
埼玉県蕨市中央４丁目７－９
破産者　建部理佳子
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７７４２号**
埼玉県和光市新倉２丁目６―65―201
破産者　殿内　千勢（旧姓近藤・瀧）
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７８０８号**
東京都世田谷区野毛３丁目５－９―108
破産者　鈴木　洋児
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７８５２号**
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎12―２―102
破産者　矢内　　敦
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７９４３号**
千葉県船橋市田喜野井２丁目22―10
破産者　笹川千代子（旧姓角谷）
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１８１５２号**
神奈川県横浜市磯子区洋光台４丁目１－３－1305
破産者　大腰　　修
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１８１９９号**
東京都杉並区松ノ木２丁目17番４号
破産者　株式会社鈴正工務店
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１８２００号**
東京都昭島市大神町４丁目17―31―106
破産者　鈴木　養孝
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１８２３１号**
埼玉県八潮市大字大瀬328
破産者　目佐久国利
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１８３２２号**
東京都練馬区豊玉南３丁目27―18―216
破産者　塩谷　節雄
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１８３８２号**
千葉県松戸市小山222―１
破産者　冨田　邦夫
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２２年（フ）第１７９号**
千葉県木更津市中里２丁目６番20号　神崎Ｂ棟201号
破産者　後藤　昭年
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２２年（フ）第２３６号**
佐賀県西松浦郡有田町原明乙89番地２
破産者　橘川　直人
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２２年（フ）第２１７号**
宮城県大崎市鹿島台広長字内ノ浦134番地１
破産者　伊藤　裕機
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２０年（フ）第１２４号**
秋田県能代市日吉町６番25号
破産者　ニッコー電機こと　武田　一男
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

**平成２２年（フ）第６３４号**
群馬県前橋市若宮町２－１―18　若宮町小林貸家３号棟、住民票上の住所群馬県前橋市三河町２丁目４番１―305号　ライオンズマンション前橋
破産者　植木　智子
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

**平成２２年（フ）第６３５号**
群馬県前橋市若宮町２―１―18　若宮町小林貸家３号棟、住民票上の住所群馬県前橋市三河町２丁目４番１―305号　ライオンズマンション前橋
破産者　植木　博道
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

**平成２０年（フ）第１４９３号**
大阪府富田林市中野町３丁目５番19号
破産者　村本千代美
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第９７３号**
大阪府羽曳野市南古市１丁目４番４―105号
破産者　坪田　大祐
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１４９６号**
大阪府高石市綾園３丁目13番１―613号
破産者　植田　辰己
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係